

審議会の運営に関する規定

京都市地域コミュニティ活性化推進条例施行規則（抄）

（審議会の会長及び副会長）

第 2 条 京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の招集及び議事）

第 3 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第 4 条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第 5 条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、前条第2項各号に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した前条第2項各号に掲げる者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成23年12月19日から施行する。ただし、第1条及び別記様式の規定は、平成24年7月1日から施行する。